

関係介護サービス事業所 管理者 各位

福祉局高齢社会部事業者指導課長

業務継続計画未策定減算の経過措置終了に伴う届出について

業務継続計画未策定減算について、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置がとられておりましたが、令和7年4月より経過措置が終了し、感染症、災害の業務継続計画のいずれか、または両方を策定していない場合は、減算が適用されます。

つきましては、下記のとおり福岡市電子申請システム（Graffer）により届出をお願いいたします。

「基準型」（減算がない場合）及び「減算型」のいずれの場合でも届出が必要です（全事業所届出が必要です）。なお、届出がない場合は、減算の対象となりますのでご注意ください。

記

1 業務継続計画未策定減算の経過措置終了（令和7年3月31日）の対象

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（介護予防、総合事業を含む。）

2 届出方法

一つの法人が複数の事業所を運営している場合であっても、事業所ごとに届出が必要です。福岡市ホームページからのリンク又は二次元コードから、福岡市電子申請システム（Graffer）にアクセスし、次の手順に沿って手続きを進めてください。

- ① 申請画面で Graffer アカウントにログイン
（アカウントがない場合、アカウント作成登録メールアドレスで受信したリンクにアクセス再度申請画面でログイン）
- ② 回答を入力
- ③ 「この内容で申請する」をクリック
- ④ 「申請が完了しました」の画面が出たら届出完了



※ スマートフォンからも手続き可能です。不明な点がある場合は、よくある質問をご覧ください、やむを得ず電子申請システム（Graffer）を利用できない場合はお問い合わせください。

○ホームページ掲載箇所

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 介護報酬に関する届出（加算・減算）

URL: <https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html>

3 報告期限

《令和7年4月1日(火)》

※業務継続計画未策定減算の要件を確認した上で届出を行ってください。なお、「基準型」と届け出た後に、各要件を満たさないことが判明した場合は、遡及して返還になる恐れがありますので、必ず要件を確認した上で届出を行ってください。

4 届出がない場合の取扱い

期限までに、「基準型」として届出がない場合、「減算型」とみなされます。これに伴い、減算せずに介護報酬を請求した場合、国保連合会の審査において返戻（エラー）となる可能性がありますのでご注意ください。

なお、業務継続計画の策定は運営基準で義務付けられており、策定していない場合は、減算の適用にかかわらず、運営基準違反に該当しますので、すみやかに策定してください。

[問い合わせ先]

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
在宅指導係 TEL：092-711-4257
施設指導係 TEL：092-711-4319